

○熊本県事業認定審議会条例（平成14年熊本県条例第22号）

熊本県事業認定審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する熊本県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員7人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）の施行の日から施行する。